

学則

（事業者の名称・所在地）

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 株式会社 General Enterprise K&H

所在地 山梨県甲府市上今井町 763-3

（目的）

第 2 条 介護に従事しようとする者を対象にした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識を習得するための研修とすることを目的とする。

（実施過程及び形式）

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修過程 （通信形式）

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社 General Enterprise K&H

募集に際し、株式会社 General Enterprise K&H 介護職員初任者研修（通信）を使用する。

（年度事業計画）

第 5 条 令和 4 年度の研修事業は、別紙「令和 4 年度介護職員初任者研修年度事業計画」のとおり実施する。

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次の者とする。介護職員初任者研修課程の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者、又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者であり、演習を含む全ての過程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な方。

学則

（研修参加費用）

第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする。

一括払 合計	124,000 円	（税込）
内訳、研修費用	96,480 円	
テキスト代	15,120 円	
消費税	12,400 円	

受講料等支払いのための書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。

（1）研修費用以外、自己負担となるもの及び任意の購入品は次のとおり。

自己負担：交通費

任意購入：書籍、エプロン

（2）補講料（知識と技術の確認テスト不合格者）についての費用は 2 回目以降有料 3,300 円（税込）とする。

（3）補講料（修了評価試験）についての費用は初回から 3,300 円（税込）とする。

（4）欠席科目の振替補講についての費用は無料とする。

（使用教材）

第 8 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト第 2 版 一般社団法人長寿社会開発センター

- | | | |
|-------|-----------|---------|
| （1）教材 | 介護職員初任者研修 | テキスト 1 |
| | 介護職員初任者研修 | テキスト 2 |
| | 介護職員初任者研修 | テキスト 3 |
| | 介護技術 | DVD 視聴用 |

（2）補助教材 学習ガイドブック （質問用紙含む）

- | | | |
|-----------|----------|--------|
| 介護職員初任者研修 | レポート問題 | 自宅事前学習 |
| 介護職員初任者研修 | 修了試験問題 | |
| 介護職員初任者研修 | スクーリング資料 | |

（研修カリキュラム）

第 9 条 研修を終了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

学則

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、研修時にてその都度別紙「研修会場一覧」を作成するものとし、そのとおりとする。

（担当講師）

第 11 条 研修担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（募集手続）

第 12 条 受講申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込者は当社指定の申込用紙または Web の申込フォームに必要な事項を記入・入力し、郵送・Web・FAX 手続きにより申し込む。
但し、定員に達した場合は受付終了、又は次回開催日に依頼する。
 - (2) 当社は申込内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講申込者宛に送付する。
 - (3) 受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。
 - (4) 当社は受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。
これをもって受講申込手続き完了とする。
- 2 受講申込手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受ける。解約精算については、次のとおりとする。
- (1) 教材受領後 8 日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適用し、受講生へ受講料全額の返還を行う。
 - (2) 受講開始日当日又は以降であれば、原則、受講料を全額納入とし、返還は行わない。

（科目免除）

第 13 条 申込時点において、山梨県が定める介護施設等で、過去 3 年間に 6 ヶ月以上継続的（週 1 回以上）に介護業務に従事した実務経験を有するものに対し次の科目と時間を免除することができる。

- 1 (1) 多様なサービスの理解
- 2 (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解 3 時間

学則

（通信形式の実施方法）

第 14 条 通信形式については次の通り実施する。

（1）学習方法

15 回コース 研修 第 1 回～

申込み後に 第 1 回目 添削課題（レポート問題）を配送する。

講義・演習 第 3 日目 講義開始前、教室にて No.1 提出

講義・演習 第 5 日目 講義開始前、教室にて No.2 提出

講義・演習 第 7 日目 講義開始前、教室にて No.3 提出

（2）評価方法

成績表を教室にて返却する。

合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下の場合は合格点に達するまで再提出させる。

（3）個別学習への対応方法

受験者が学習開始後、解らない箇所が発生した場合は、質問用紙を郵便または FAX にて当社へ送付する。

（修了の認定）

第 15 条 第 9 条に定めるカリキュラムにおいて、すべての添削課題の合格点への到達、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テスト（実技チェック試験・一問一答式筆記試験）の合格、修了試験の合格、および受験料等が完納されている者を修了者と認める。

（研修欠席者の取り扱い）

第 16 条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、理由なく 30 分以上遅刻した場合は欠席とする。ただし、交通機関にて事故が発生し遅れた時は報告のち交通機関の証明書があれば次回代替することができる。

（補講の取り扱い）

第 17 条 研修の一部を欠席した者で当社がやむを得ない事情であると認められた者について、補講（振替補講）を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。

（受講の取消し）

第 18 条 次の各号の 1 に該当する者は、当社の判断により当該受講生の受講を

学則

取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げられる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、当社が不適当のみなした者

2. 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

（修了証明書の交付）

第 19 条 第 15 条により修了を認定された者は、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

また、修了証明書の紛失等があった場合は修了者の申し出により有料にて再交付する。

（修了者管理の方法）

第 20 条 修了者は修了者名簿に記載し要綱に指定された様式に基づき長に報告する。また、修了者名情報については、永年管理する。

（公表する情報の項目）

第 21 条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修期間が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表する。

（研修事業執行担当部署）

第 22 条 研修事業は当社の介護研修事業部門にて行う。

（その他留意事項）

第 23 条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて介護研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：介護研修事業部門 お客様相談課 電話：055-269-9680

- (2) 著作権について、本講義で使用する教材・質問回答・添削問題の問題解答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。

①著作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。

②方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

学則

（受講者の本人確認方法）

第 24 条 研修の受講に際して、開講式で本人確認を行う。

本人確認の方法は以下の公的証明書の提示により行うものとし、本人の確認ができない場合は受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の提示
- ②住民基本台帳カードの提示
- ③健康保険証の提示
- ④運転免許証の提示
- ⑤パスポートの提示
- ⑥年金手帳の提示
- ⑦国家資格の免許書又は登録証の提示

（個人情報管理）

第 25 条 当該研修における個人情報について、以下のとおり厳選な管理を行う。

- （1）当社は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（施行細則）

第 26 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

（附則）

第 1 条 この学則は令和 4 年 5 月 20 日から施行する。